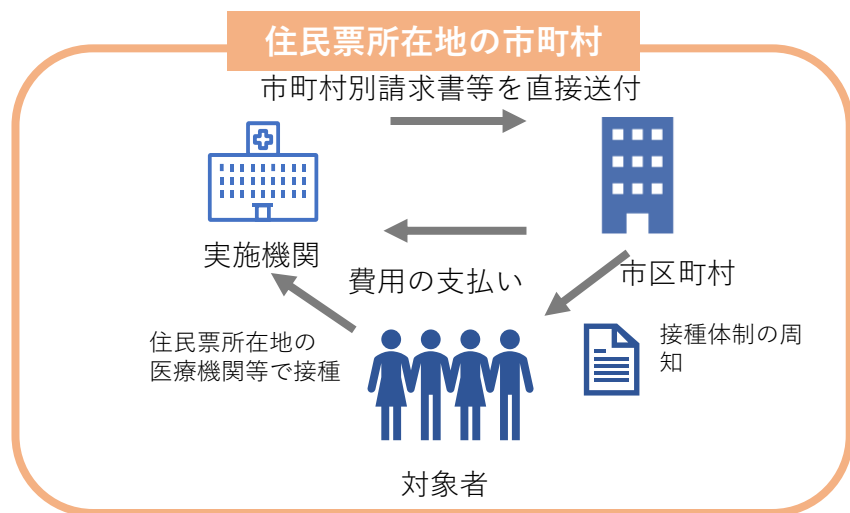


- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」）が集合契約に基づいて代行する請求・支払い事務は、令和7年3月10日（必着）までに受け付けられた分をもって終了となるため、抗体検査および予防接種に係るクーポン券の有効期限については令和7年2月末を基本としている。
- **抗体検査の実施については、事務簡便化の観点からこの期限と連動させて令和7年2月末で終了することを推奨。**
- 予防接種については、予防接種法に基づく接種は同年3月末までとされているため留意されたい。なお、令和7年3月1日から3月末までの間の抗体検査および予防接種に係る国保連合会による市区町村間をまたいだ請求・支払い事務の調整はできなくなるため、その期間の請求の受理・支払いは各市区町村で事務を処理していただく。
- 市区町村においては、各実施機関や対象者に対して、前もって実施予定・体制に基づいた周知や推奨を実施していただきたい。

## 基本とする対応

- **抗体検査の実施については、令和7年2月末で原則終了とすることを推奨。** その場合、同年3月の請求・支払いに係る対応は原則不要。
- 3月1日から3月末までの間、予防接種においては、住民票所在地の市区町村に所在する医療機関等での接種を推奨。その期間の請求の受理・支払いに関する事務手続等は各市区町村でご対応いただく。



## 基本外の対応

- 令和7年3月末まで抗体検査を実施する場合は、左記の基本とする対応に準じること。
- 同年3月に、住民票所在地以外で抗体検査および予防接種が発生した場合は、実施機関はクーポン券の発行した市区町村に請求書等を直接提出していただく。

